

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第333号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド跡地整備工事及び豊中市伊丹市クリーンランド緑地帯整備工事
No	質疑事項		回 答
1	当該工事において共通仮設費、現場管理費対象額から控除される製品がありましたらご教示願います。		共通仮設費、現場管理費から控除されている製品はありません。
2	当該工事では「跡地整備工事」及び「緑地帯整備工事」とわかれておりますが、最低制限価格の算出方法は、それぞれ出された各項目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)を合算し、それに対して項目ごとの所定の比率を乗じることにより算出するのでしょうか？ご教示ください。		該当の2つの工事について合算した後に、最低制限価格の算出を行います
3	代価表256・257・258の樹木処分費について(t)から(m ³)への換算係数をご教示願います。		樹木の処分費についての換算係数は0.5を用いております。
4	代価表13・17の汚染土処分費について(t)から(m ³)への換算係数をご教示願います。		事前の地質調査の結果、換算係数は1.567を用いております。
5	代価表45号において自由勾配側溝本体(ふた2枚掛製品)縦断用幅300×高1000×長2000mmは10m当り1個となっておりますが、5個の間違いではないのでしょうか？実際の積算ではどのように積上げればよいのでしょうか？		入札参加のための積算については設計書に記載されている数量にて設計金額の算出をして下さい。実際の施工、数量変更に関しては協議によるものとします。

6	代価表46号・274号のU型側溝蓋版据付けにおいて製品はグレーチング蓋ではなく、鉄筋コンクリートU形用蓋で良いでしょうか。また、その場合1枚当たり長さは60cmですので10m当り10枚とはならないですが、どのように積算すればよいでしょうか？	入札参加のための積算については設計書に記載されている数量にて設計金額の算出をして下さい。実際の施工、数量変更に関しては協議によるものとします。
---	---	--

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp